

さぬき市医療・福祉施設等支援給付金のご案内

<医療施設等>

物価高騰に直面する市内の医療・福祉施設等の経営負担を軽減し、安定した事業の継続を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生交付金を活用し、支援給付金を支給します。

支給対象・支給額

令和7年12月1日から申請日までの間、継続して市内で事業等を行っている医療・福祉施設等。
(下表の(9)にあつては、施術者が市内に住所を有する場合に限ります。)

施設・事業区分（医療施設等）	支給額
(1)病院	360,000円 + 2,500円×病床数
(2)有床診療所	180,000円
(3)無床診療所	90,000円
(4)助産所	50,000円
(5)訪問看護ステーション 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者であるものに限る。	50,000円
(6)薬局	25,000円
(7)施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項の規定による届出をしたものに限る。	25,000円
(8)施術所 柔道整復師法第19条第1項の規定による届出をした施術所に限る。	25,000円
(9)出張施術業務 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3の規定による届出をし、専ら出張によって従事する業務に限る。	25,000円
(10)歯科技工所 歯科技工士法第21条第1項の規定による届け出をしたものに限る。	25,000円

注1 病院、診療所及び薬局は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局であるものに限ります。

注2 この表において「病床数」とは、令和7年4月1日から令和7年12月1日までの間において、施設全体で最も多く入院患者を収容した時点で使用した病床数をいいます。

注3 この表に掲げる(7)及び(8)の施術所が同一の建物内において室を分けることなく設置されている場合は、当該各号のいずれかにのみ該当するものとみなします。

ただし、下記に該当する場合は、支給対象外となります。

- (1) 施設の設置又は事業等の開始等に係る登録、届出等のみを行い、当該期間において実際に事業等を行った実績がない場合
- (2) 市税に滞納がある場合
- (3) 暴力団、暴力団員又はこれらのものと密接な関係を有するものである場合

申請手続き

申請方法	郵送 または 持参
申請受付期間	令和8年2月9日(月)～2月27日(金) ※必着
申請先	〒769-2395 さぬき市寒川町石田東甲 935 番地 1 寒川庁舎 2 階 さぬき市役所 国保・健康課 宛て

注1) 郵送の場合、「医療・福祉施設等支援給付金申請書在中」とご記載ください。

注2) 書類到着確認等の問合せには応じられませんので、到着確認を求める場合はご自身で送達状況の追跡ができる方法により郵送してください。

提出書類

用紙サイズはすべて **A4判で統一**してください。

①	医療・福祉施設等支援給付金申請書(請求書)(様式第1号)
②	誓約書(様式第2号)
③	さぬき市医療・福祉施設等支援給付金(別表第1)に係る確認書類
＜さぬき市に債権者登録をしていない場合＞	
④	支払金口座振替依頼書
⑤	振込先金融機関口座確認書類 (金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人(カナ)が分かるもの：通帳・キャッシュカードの写し など)
＜申請者(債権者)と口座名義が異なる場合＞	
⑥	委任状 必要な場合は市ホームページからダウンロードしてください。

※債権者登録状況が不明な場合は④⑤ともに添付してください。

※申請書等の必要書類や委任状、要綱全文はさぬき市ホームページにも掲載しています。

市内で複数の施設等を経営し、同一口座に給付金の支給を希望する場合は、1枚の申請書で一括して申請してください。

申請後の流れ

申請内容・証拠書類等を確認させていただき、不明な点等がありましたら電話でご連絡する場合があります。また、不備の内容によっては、返送させていただく場合もありますので、ご承知おきください。

審査終了後、給付金の支給を決定した場合は、指定された口座に2月下旬から順次支給し、令和8年3月末までに振込を完了する予定です。決定通知書の送付はありません。

なお、給付金の支給を受けた後に支給の要件に該当しないことが明らかになった場合や偽りその他不正の手段により支給を受けた場合については、返還を求めます。

【問合せ先】 さぬき市 健康福祉部 国保・健康課 ☎0879-26-9908 (平日 8:30～17:15)